

介護職員等特定処遇改善加算に基づく取組について (令和2年度)

- 1 介護職員等特定処遇改善加算に基づき、介護職員等特定処遇改善手当(以下「特定手当」いう。)を支給する。
- 2 特定手当は、令和元年度の介護報酬の実績から、月額150,000円(*)を想定し、それを基に基本的配分月額を算出する。
- 3 特定手当の基本的配分月額は、次表のとおりとする。
利用者数や職員数等の変更による介護報酬の増減により、上下することから、令和2年7月給与から10月給与までは、下記の基本的配分月額で配分し、令和2年11月で中間見直しを行い、令和3年6月給与で最終調整を行う。

| | グループ① | グループ② | グループ③ |
|----------|---|---|---|
| 職員区分 | 経験のある介護福祉士(*1) | ①以外の介護職員 | その他の職員(*2) |
| 平均月額配分比率 | | グループ①の 1 / 2 以下 | グループ②の 1 / 2 以下 |
| 基本的配分額 | <ul style="list-style-type: none"> ・介護主任 ・介護副主任 ・当苑での勤続年数が10年以上の介護福祉士 <p style="text-align: right;">9,000円</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・夜勤職員(リーダー) 5,300円 ・夜勤職員(リーダー以外) 4,300円 ・日勤職員(フルパート含む) 3,300円 ・フルパート以外の臨時職員 1,800円 | <ul style="list-style-type: none"> ・生活相談員 2,400円 ・看護職員 ・ケアマネ ・事務員 各2,000円 ・看護職員(パート): 1,000円 |
| 平均月額 | 9,000円 | 約4,316円 | 約2,087円 |

*1 特定手当支給後の賃金が、年収440万円を大幅に超える者は対象外

*2 特定手当支給後の賃金が、年収440万円を超える者は対象外

- 4 特定手当支給期間
令和2年7月給与 ～ 令和3年6月給与